

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安中市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持契約を別途締結することで、万全を期している。

評価実施機関名

安中市長

公表日

令和8年7月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	予防接種に関する事務	
②事務の概要	・予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延の防止並びに発病及び重症化防止のため、定期予防接種を行う。 ・定期予防接種により健康被害が発生した際の救済措置を行う。 ・特定個人情報ファイルは、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①予防接種の実施 ②予防接種実費徴収 ③予防接種の記録 ④健康被害の救済措置 ⑤予診票の発行 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において、令和6年3月31日以前の接種記録等の登録、管理を行う。 ・被接種者からの申請に基づき、令和6年3月31日以前の記録により新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	
③システムの名称	健康管理システム、個人住民税システム、宛名システム、中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
定期予防接種接種対象者ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表14、126の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]	
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (第2条の表における情報提供の根拠) ・25、26、153、154の項 (第2条の表における情報照会の根拠) ・25、27、28、29、153の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康づくり課保健予防係	
②所属長の役職名	健康づくり課長	
6. 他の評価実施機関		
—		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒379-0192 群馬県安中市安中二丁目13番7号 電話番号 027-382-1111(代表) 安中市 行政課文書法規係	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒379-0192 群馬県安中市安中二丁目13番7号 電話番号027-382-1111(代表) 安中市 健康づくり課保健予防係	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。上記のほか、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスには、ID、パスワード、静脈認証によってアクセスが可能な職員を限定している。また、権限を持たない職員が特定個人情報の閲覧や編集ができないようアクセス制限を実施しているところから「十分である」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	新様式への変更	旧様式	新様式	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ しまい直判断項目 1 対象人数の時点	平成27年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ しまい直判断項目 2 取扱者数の時点	平成27年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	4情報提供ネットワークス Ⅳ リスク対策	(別表第二における情報提供の根拠) なし	(別表第三における情報提供の根拠) ・16の2、16の3、115の2	事後	
令和2年6月1日	6情報提供ネットワークス Ⅳ リスク対策	接続しない	接続する	事後	
令和2年6月1日	6情報提供ネットワークス Ⅳ リスク対策	-	十分である	事後	
令和2年6月1日	Ⅱ しまい直判断項目 1 対象人数の時点	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	Ⅱ しまい直判断項目 2 取扱者数の時点	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和3年1月1日	1 関連情報 3個人番号の利用	番号法第9条第1号及び別表第一の10の項	・番号法第9条第1項及び別表第一の10の項及び93の2の項 ・番号法第19条第7号及び別表第二	事前	
令和3年1月1日	4情報提供ネットワークス 1 対象人数の時点	令和2年6月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年1月1日	Ⅱ しまい直判断項目 2 取扱者数の時点	令和2年6月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ しまい直判断項目 1 対象人数の時点	令和3年1月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ しまい直判断項目 2 取扱者数の時点	令和3年1月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取 1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取	・予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延の防止並びに発病及び重症化防止のため、定期予防接種を行う。 ・定期予防接種により健康被害が発生した際の救済措置を行う。 ・特定個人情報ファイルは、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①予防接種の実施 ②予防接種実費徴収 ③予防接種の記録 ④健康被害の救済措置 ⑤予診票の発行	・予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延の防止並びに発病及び重症化防止のため、定期予防接種を行う。 ・定期予防接種により健康被害が発生した際の救済措置を行う。 ・特定個人情報ファイルは、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①予防接種の実施 ②予防接種実費徴収 ③予防接種の記録 ④健康被害の救済措置 ⑤予診票の発行	事後	
令和3年6月1日	1 関連情報 3個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一の10の項及び93の2の項	・番号法第9条第1項及び別表第一の10の項及び93の2の項	事後	
令和3年6月1日	5 評価実施機関における	健康づくり課予防係	健康づくり課予防係及びワクチン接種対策室	事後	
令和3年6月1日	1 関連情報 7 特定個人情報情報の開示・訂	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表)	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表)	事後	
令和3年6月1日	1 関連情報 8 特定個人情報ファイルの	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表)	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表)	事後	
令和3年12月1日	Ⅱ しまい直判断項目 1 対象人数の時点	令和3年6月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和3年12月1日	Ⅱ しまい直判断項目 2 取扱者数の時点	令和3年6月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和3年12月1日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取 1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取	・予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延の防止並びに発病及び重症化防止のため、定期予防接種を行う。 ・定期予防接種により健康被害が発生した際の救済措置を行う。 ・特定個人情報ファイルは、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①予防接種の実施 ②予防接種実費徴収 ③予防接種の記録 ④健康被害の救済措置 ⑤予診票の発行	・予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延の防止並びに発病及び重症化防止のため、定期予防接種を行う。 ・定期予防接種により健康被害が発生した際の救済措置を行う。 ・特定個人情報ファイルは、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①予防接種の実施 ②予防接種実費徴収 ③予防接種の記録 ④健康被害の救済措置 ⑤予診票の発行	事後	
令和3年12月1日	1 関連情報 3個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一の10の項及び93の2の項	・番号法第9条第1項及び別表第一の10の項及び93の2の項	事後	
令和3年12月1日	4情報提供ネットワークス 1 対象人数の時点	番号法第19条第7号及び別表第二	・番号法第19条第8号及び別表第二	事後	
令和4年2月1日	1 関連情報 4情報提供ネットワークス Ⅱ しまい直判断項目 1 対象人数の時点	番号法第19条第8号及び別表第二	・番号法第19条第8号及び別表第二	事後	
令和4年2月1日	Ⅱ しまい直判断項目 2 取扱者数の時点	令和3年12月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年2月1日	Ⅱ しまい直判断項目 2 取扱者数の時点	令和3年12月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年6月1日	Ⅱ しまい直判断項目 1 対象人数の時点	令和4年2月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月1日	Ⅱ しまい直判断項目 2 取扱者数の時点	令和4年2月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月1日	1 関連情報 7 特定個人情報情報の開示・訂	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表)	〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号 電話番号027-382-1111(代表)	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ しまい直判断項目 1 対象人数の時点	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ しまい直判断項目 2 取扱者数の時点	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和6年6月1日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取 1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取	・予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延の防止並びに発病及び重症化防止のため、定期予防接種を行う。 ・定期予防接種により健康被害が発生した際の救済措置を行う。 ・特定個人情報ファイルは、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①予防接種の実施 ②予防接種実費徴収 ③予防接種の記録 ④健康被害の救済措置 ⑤予診票の発行	・予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延の防止並びに発病及び重症化防止のため、定期予防接種を行う。 ・定期予防接種により健康被害が発生した際の救済措置を行う。 ・特定個人情報ファイルは、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①予防接種の実施 ②予防接種実費徴収 ③予防接種の記録 ④健康被害の救済措置 ⑤予診票の発行	事後	
令和6年6月1日	1 関連情報 3個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一の10の項及び93の2の項	・番号法第9条第1項及び別表第一の10の項及び93の2の項	事後	
令和6年6月1日	5 評価実施機関における	健康づくり課予防係	健康づくり課予防係	事後	
令和6年6月1日	1 関連情報 8 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表) 安中市 健康づくり課予防係・ワクチン接種対	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表) 安中市 健康づくり課予防係	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ しまい直判断項目 1 対象人数の時点	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ しまい直判断項目 2 取扱者数の時点	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和7年6月1日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取 ②事務の概要	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において、ワクチン接種記録システム(以下「VRS」という。)へ予防接種記録等の登録、管理を行う。 ・被接種者からの申請に基づき、令和6年3月31日以前の記録により新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 健康管理システム、個人住民税システム、宛名システム、中間サーバー、VRS	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において、令和6年3月31日以前の接種記録等の登録、管理を行う。 ・被接種者からの申請に基づき、令和6年3月31日以前の記録により新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 健康管理システム、個人住民税システム、宛名システム、中間サーバー	事後	
令和7年6月1日	1 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の10の項及び93の2の項	・番号法第9条第1項及び別表14、126の項	事後	
令和7年6月1日	1 関連情報 4情報提供ネットワークス システムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・16の2、17、18、19及び115の2の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・16の2、16の3及び115の2の項	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (第2条の表における情報提供の根拠) ・25、26、153、154の項 (第2条の表における情報照会の根拠) ・25、27、28、29、153の項	事後	
令和7年6月1日	1 関連情報 5 評価実施機関における	健康づくり課予防係	健康づくり課保健予防係	事後	
令和7年6月1日	1 関連情報 8 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表) 安中市 健康づくり課予防係	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表) 安中市 健康づくり課保健予防係	事後	
令和7年6月1日	Ⅱ しまい直判断項目 1 対象人数の時点	令和6年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和7年6月1日	Ⅱ しまい直判断項目 2 取扱者数の時点	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年6月1日	Ⅳ リスク対策 8人等を介在させる作業		新設	事後	
令和7年6月1日	Ⅳ リスク対策 11最も優先度が高いと考え		新設	事後	
令和8年6月1日	1 関連情報 8 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表) 安中市 健康づくり課予防係	〒379-0192 群馬県安中市安中2-13-7 電話番号027-382-1111(代表) 安中市 健康づくり課保健予防係	事後	
令和8年6月1日	Ⅱ しまい直判断項目 1 対象人数の時点	令和7年6月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	
令和8年6月1日	Ⅱ しまい直判断項目 2 取扱者数の時点	令和7年6月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	